

令和6年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年7月23日

件 名	「アダチ若者会議」の実施について
所 管 部 課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	区の支援が手薄になっている若者から直接意見を聴き、区の若年者施策への反映を目指す「アダチ若者会議」を以下のとおり実施していく。 1 公募型の若者会議 今回は、「どう思う！？高校生応援支援金」「夢の実現に私たちにはこれが必要だ！」をトークテーマとして実施する。 (1) 高校生世代が考える「キミも。ミーティング」 ア 開催日時 令和6年8月4日 午前10時30分～午後0時30分 イ 対象者 足立区に在住・在学・在勤・ゆかり※のある高校生世代 ※ボランティア活動をしている、かつて足立区に住んでいた等 (2) 大学生・社会人が考える「キミも。ミーティング」 ア 開催日 令和6年9月6日 午後6時30分～午後8時 イ 対象者 足立区に在住・在学・在勤・ゆかりのある大学生、社会人3年目程度の若者（平成11年4月2日から平成18年4月1日生まれ） ※今回はいずれも、定員15名、あやセンターぐるぐるで実施する。 2 アウトリーチ型の若者会議 都立高校や高校生世代の居場所型学習支援事業の拠点を訪問し、若者から意見を聴いていく。 (1) 若者と語る「キミも。トーク」 ア 開催時期 令和6年9月～10月頃（3回程度実施予定） イ トークテーマ 「高校生活を充実していくために必要な区のサポートとは？」 3 オンライン型の若者会議 「きかせてみんなのいけん」を活用して若者から意見を聴いていく。 (1) 実施時期 令和6年8月～11月頃

	4 集まった意見の活用方法 (1) 若年者支援協議会で検討 若年者支援協議会のチャレンジ応援会議および代表者会議において、集まった意見をもとに新たな支援策を検討し、構築していく。 (2) 区のホームページを通じて、実施報告をお知らせしていく。
--	--

令和 6 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 6 年 7 月 23 日

件 名	令和 6 年度夏休み期間中における体験講座等の無料化事業について
所 管 部 課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	「こどもまんなか社会」の実現に向け、未来を担うすべての子どもたちが、経験・体験を通して夢や希望を持てる契機となるよう、昨年に引き続き夏休み期間中における体験講座等の無料化を実施する。 更に令和 6 年度は、一部の区有施設等において子どもの利用料等の無料化を新たに実施する。 1 事業の愛称 「あだちワークわーく in S u m m e r」 2 対象者 18 歳までの子ども 3 施設の無料化 新 規 (1) 対象施設等 ① 区立プール 4 か所 ② 総合スポーツセンター大・小体育室 ③ 地域体育館 <u>9</u> か所 ※中央本町は改修中 ④ ギャラクシティ・まるちたいけんドーム ⑤ 生物園 ⑥ 北鹿浜公園・大谷田南公園の有料遊具 ⑦ 区内銭湯 23 か所 ※1 など ※1 ⑦の銭湯は、足立区浴場組合の協力による 4 体験講座等の無料化 (1) 対象講座 84 講座（昨年度は 43 講座）※2 ※2 ①将来の夢や仕事につながる講座 ②夏休みの自由研究等に役立つ体験 5 主な周知方法 (1) あだち広報（7 月 10 日号特集号 ほか） (2) 区ホームページ (3) あだち教育だより (4) C4th Home&School (5) 各施設が発行するミニコミ誌等 6 今後の方針 子どもの参加状況を取りまとめ委員会等で報告する。

令和6年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年7月23日

件 名	足立区こども計画策定における今後の予定について
所 管 部 課	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	足立区こども計画審議会条例の制定を受け、以下のとおり、こども計画策定に向けた今後の予定を報告する。 1 こども計画策定の経緯 令和5年4月に制定されたこども基本法に基づき、令和5年12月にこども大綱が整備され、「こどもまんなか社会(※)」の実現に向け、少子化社会対策、子ども若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの視点を計画に盛り込む計画の策定が区市町村の努力義務となった。 ※「こどもまんなか社会」…全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会 2 計画策定の進め方 「足立区こども計画」は、現行の「子どもの貧困対策実施計画」を包含することとなるが、足立区が全国に先駆けて子どもの貧困対策に取り組んできたことから、引き続き子どもの貧困対策に重点をおいた計画とする。 なお、計画完成は令和7年秋以降を予定しているため、それまでの間、子どもの貧困対策実施計画は現計画を延長することとする。 3 計画年度（予定） 令和7年度から令和11年度までの5か年(国のこども大綱の見直し期間に合わせる) 4 足立区こども計画審議会委員について 区長が委嘱又は任命する以下の20人以内をもって組織する (1) 区議会議員 4名以内 (2) 区内に在住、在勤又は在学する者 4名以内（公募、若者含む） (3) 区内で活動する有識者 4名以内 (4) 学識経験者 4名以内 (5) 区職員 2名

5 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年	8 月下旬	こども計画審議会（仮） 第 1 回会議
	11 月下旬	こども計画審議会（仮） 第 2 回会議
令和 7 年	2 月下旬	こども計画審議会（仮） 第 3 回会議
	5 月下旬	こども計画審議会（仮） 第 4 回会議
	8 月下旬	こども計画審議会（仮） 第 5 回会議

令和6年度第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年7月23日

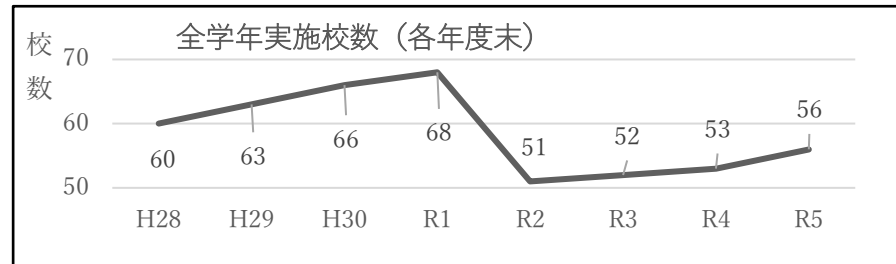
件 名	あだち放課後子ども教室の令和5年度実施状況について																									
所 管 部 課	学校運営部 青少年課 足立区生涯学習振興公社																									
内 容	あだち放課後子ども教室（以下「放課後子ども教室」）の令和5年度実施状況について、次のとおり報告する。 1 放課後子ども教室の内容 小学校の放課後に、校庭や体育館、教室や図書室などで子どもたちが自由に遊んだり、読書や学習活動をする場を提供する教育委員会の事業。子どもたちが安全に過ごせるように、安全管理員（見守りスタッフ）が活動の見守りをしている。地域の方々により組織された各校の実行委員会（以下、実行委員会）が運営し、足立区生涯学習振興公社がその支援を行っている。 2 放課後子ども教室と学童保育室との違い <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>放課後子ども教室</th><th>学童保育室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td><td>当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童</td><td>保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生</td></tr> <tr> <td>利用手続</td><td>実行委員会あてに「参加登録申込書」を提出。 一度登録を行えば、原則小学校卒業まで自動更新</td><td>毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。</td></tr> <tr> <td>内 容</td><td>自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。</td><td>適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。</td></tr> <tr> <td>運営体制</td><td>実行委員会により運営</td><td>区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営</td></tr> <tr> <td>おやつ</td><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>無料</td><td>月額 6,000円</td></tr> <tr> <td>実施日</td><td>給食のある日の放課後のうち、実行委員会で開催日を決定 ※ 一部実行委員会では、夏休み期間にも実施。</td><td>月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施</td></tr> </tbody> </table>			放課後子ども教室	学童保育室	対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生	利用手続	実行委員会あてに「参加登録申込書」を提出。 一度登録を行えば、原則小学校卒業まで自動更新	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。	内 容	自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。	運営体制	実行委員会により運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営	おやつ	なし	あり	金 額	無料	月額 6,000円	実施日	給食のある日の放課後のうち、実行委員会で開催日を決定 ※ 一部実行委員会では、夏休み期間にも実施。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施
	放課後子ども教室	学童保育室																								
対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生																								
利用手続	実行委員会あてに「参加登録申込書」を提出。 一度登録を行えば、原則小学校卒業まで自動更新	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。																								
内 容	自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。																								
運営体制	実行委員会により運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営																								
おやつ	なし	あり																								
金 額	無料	月額 6,000円																								
実施日	給食のある日の放課後のうち、実行委員会で開催日を決定 ※ 一部実行委員会では、夏休み期間にも実施。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施																								

3 令和5年度実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況

- ア 令和5年5月の感染症法上の位置づけが5類に移行し、実施に対する基本的な考え方を「徐々にコロナ禍以前の活動に戻す」こととした。
- イ 感染症対策のために行った、学年分け等、変則的な運営方法を継続している放課後子ども教室も多く、コロナ禍以前の実施状況とは大きな隔たりがある。

(2) 全学年(1～6年生)実施校 56校／67校



- ア 令和5年度は変則的な運営方法を継続している放課後子ども教室もあり、1年生の受入れを行わなかった学校が11校あった。

(ア) 受入れを行えなかった理由

- ① 1年生は他学年より早く授業が終わるため、放課後子ども教室の開始まで待機する必要があるが、待機場所がない。
- ② 活動中の見守りを他学年よりも慎重に行う必要があるが安全管理を万全に行うためのスタッフが不足している。

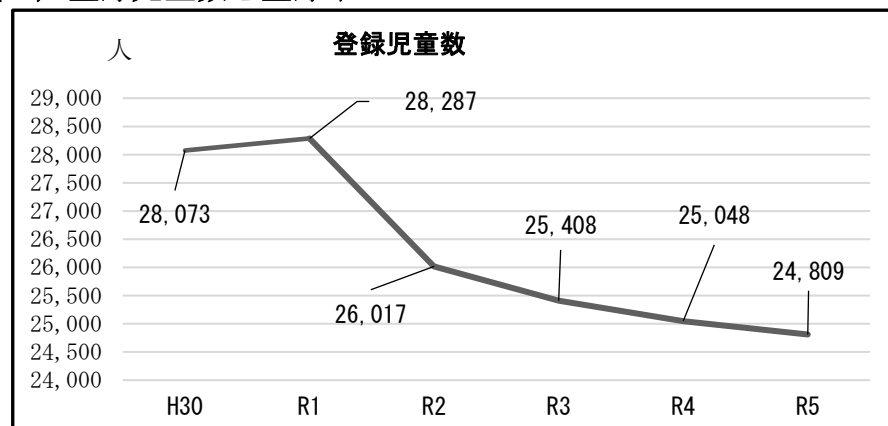
- イ 全学年対象未実施校(1年生未実施): 綾瀬小学校

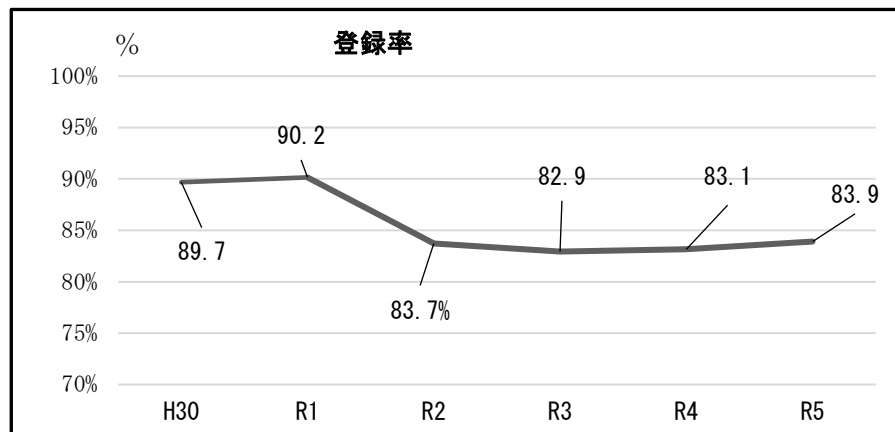
※ 見守りスタッフの不足により未実施

(3) 週5日実施校 56校／67校

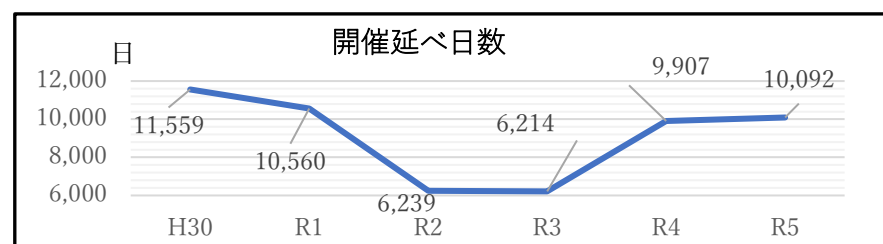
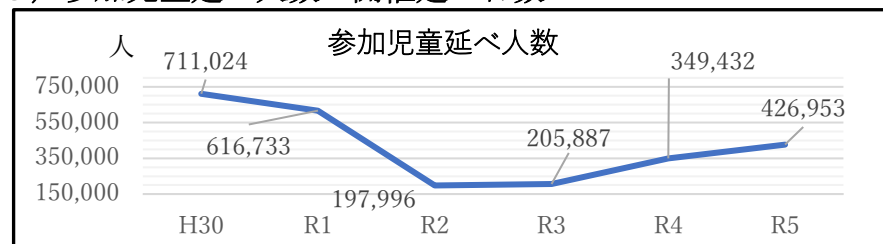
一部曜日未実施: 11校

(4) 登録児童数と登録率





(5) 参加児童延べ人数・開催延べ日数



※ 令和5年度は、感染症による影響は残るものの、参加児童延べ人数・開催延べ日数ともに前年度より増加した。

4 「新・足立区放課後子ども総合プラン(令和2～6年度)」目標達成状況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年対象校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	68校	68校	68校	67校	67校
実績値	68校	68校	67校	66校	
達成率	100.0%	100.0%	99%	99%	
達成分析	全学年対象未実施の残り1校については、該当校のスタッフ不足に対する支援を継続しながら、実行委員会と協議を進める。				

※ 目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360回	370回	380回	390回	400回
実績値	52回	182回	561回	1,074回	
達成率	14.4%	49.1%	147.6%	275.3%	
達成分析	実績値は目標値を大幅に上回った。開催日数が増加したことと、体験プログラムの種目を増やしたため。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6校	7校	8校	9校	10校
実績値	0校	1校	8校	10校	
達成率	0.0%	14.2%	100%	111%	
達成分析	実績値は目標値を超えた。年度当初から開催した放課後子ども教室が多かったため、夏休み実施について早めに検討ができ、開催することができた。				

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方（スタッフ向け）研修」実施回数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	3回	2回	2回	
達成率	0.0%	300.0%	200%	200%	
達成分析	「子どもとの接し方」をテーマにした研修を2回実施した。研修テーマは、①「相手も自分も大切にするコミュニケーションのヒケツ」②「子どものココロを覗いてみよう」 ※集合型研修と動画配信を実施				

5 問題点・今後の方針

- (1) 児童の安全を確保しながら、通常の運営（全学年実施・週5日）に戻していくよう、引き続き、実行委員会及び学校と協議していく。
- (2) 学校間に開催日数や1年生受入れ開始時期の差などが生じており、見守りスタッフの安定的な確保、低学年の待機場所調整等により、解消のための方策を検討していく。
- (3) 1年生の受入れに関しては、各小学校の放課後子ども教室実行委員会において、生涯学習振興公社担当者より実施に向けた協議を行うよう強く要望していく。

令和 6 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 6 年 7 月 2 3 日

件 名	令和 5 年度私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について																
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課																
内 容	私立認可保育所に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和 5 年度一般指導検査の結果について報告する。																
	1 検査の概要																
	<table><tr><td colspan="2">実施期間</td><td>8 月 2 8 日（月） ～ 1 2 月 1 3 日（水）</td></tr><tr><td colspan="2">実施施設数 [2 年に 1 回検査実施]</td><td>5 6 施設 (全 1 1 3 施設中)</td></tr><tr><td rowspan="2">文書指摘</td><td>指摘件数</td><td>1 5 件</td></tr><tr><td>改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]</td><td>1 5 件</td></tr><tr><td rowspan="2">口頭指導</td><td>指導件数</td><td>6 5 件</td></tr><tr><td>改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]</td><td>3 4 件</td></tr></table>	実施期間		8 月 2 8 日（月） ～ 1 2 月 1 3 日（水）	実施施設数 [2 年に 1 回検査実施]		5 6 施設 (全 1 1 3 施設中)	文書指摘	指摘件数	1 5 件	改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]	1 5 件	口頭指導	指導件数	6 5 件	改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]	3 4 件
	実施期間		8 月 2 8 日（月） ～ 1 2 月 1 3 日（水）														
	実施施設数 [2 年に 1 回検査実施]		5 6 施設 (全 1 1 3 施設中)														
	文書指摘	指摘件数	1 5 件														
		改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]	1 5 件														
	口頭指導	指導件数	6 5 件														
		改善確認済み ※ [令和 6 年 4 月末日時点]	3 4 件														
	※ 文書指摘については改善状況報告書及び必要な書類が提出され、全件改善を確認した。																
2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較																	
私立認可保育所 令和 4 年度 令和 5 年度 <table><thead><tr><th>指導方法</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>文書指摘</td><td>32</td><td>15</td></tr><tr><td>口頭指導</td><td>104</td><td>65</td></tr></tbody></table>			指導方法	令和 4 年度	令和 5 年度	文書指摘	32	15	口頭指導	104	65						
指導方法	令和 4 年度	令和 5 年度															
文書指摘	32	15															
口頭指導	104	65															

3 検査結果の分析

検査対象施設数は56施設で令和4年度（59施設）とほぼ同じだが、文書指摘は昨年度の半分以下、口頭指導は約6割と減少した。以下により指導検査基準の内容が浸透したこと、指導の改善が進んだことが結果につながったと考えられる。

ア 各施設が区指導検査受検を2回目、3回目と回数を重ねてきたこと

イ 各施設の園長が出席する私立園長会において、検査結果及び改善方法の資料を作成して説明を行うとともに、検査実施前に指導検査基準表の改定箇所について説明を行ったこと

4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細は次頁以降参照）

5 今後の方針

（1）口頭指導で現場における確認を要する案件について、巡回訪問等現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに指導・支援の強化を図る。

（2）文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表する。

検査結果と改善への対応（認可保育所）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	1 事故報告が行われていない：6件（10件）
	➡ 施設長が報告対象事故の認識が不十分のため、区への報告が行われていなかった。事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、所管課が発出している報告対象の事故について記載された通知を全職員に周知し、当該施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。
	2 前期末支払資金残高の取り崩しが不適正である：5件（3件）
	➡ 前期からの繰越余剰金を原資として本部経費へ繰入を行った際、保育所運営費等の運用に係る国通知の理解不足により、繰入上限額を超過してしまった。改めて会計担当者等に対し国通知の説明を行い、当該通知の遵守と超過分の園会計への返戻を指導した。
	3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない：1件（0件）
	➡ 検査当日、職員が保育準備の制作作業を優先して、睡眠中の呼吸を確認しチェック表に記入する等事故防止対策を怠っていた。睡眠中の観察及び記録の意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底し、施設長等が睡眠の状況の巡回等を行い、職員が実践していることを確認するよう指導した。
	4 教育・保育施設の自己評価が行っていない：1件（3件）
	➡ 前施設長が失念し、前年度の施設の自己評価が実施されていなかった。「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用等実施方法の事例及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。
	5 子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っていない：1件（2件）
	➡ 保育者が子どもを見下ろしながら威圧的な態度で注意する等、行き過ぎた対応が確認された。検査当日、施設長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取り組みや職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。
	6 子どもの事故防止に配慮していない：1件（0件）
	➡ プール遊びの際は専任の監視者を立てていたが、水遊びの際は、専任の監視者が立てられていなかった。水を溜める水遊びでは、溺水等のリスクがあることからプール遊び同様に専任の監視者を立てる必要があるため、水遊び・プール遊びのマニュアルにその旨追記し、全職員に周知徹底を行うことを指導した。

1 職員配置に関する申請内容が一部不適正である：14件（16件）

- ➡ 職員の退職や異動、長期の休暇等により、職員配置状況に変更があった際の区への届出が施設側の失念等により漏れ、人件費等運営費の返還が生じた。改めて服務担当者等に対し職員配置基準を説明し、施設所管課より運営費の返還を指導した。

2 新入園児の乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：10件（25件）

- ➡ 施設長による職員への周知徹底がされておらず、入園当初に横向きで寝ている記録が確認された。子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状態など一人一人の状況を把握できるまでの間（新入園児等）は、必ず仰向けに寝かせることを施設全体で取り組むよう指導した。

3 地域の子育て家庭に対して援助を行っていない：5件（17件）

- ➡ コロナ下において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援が行われていなかった。電話による育児相談、SNSによる離乳食調理講座の配信等、様々な取り組みの事例を具体的に伝え、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。

4 事故防止及び事故発生時対応のためのマニュアルが一部未作成：5件（5件）

- ➡ 施設運営法人や施設長が備えるべきマニュアルの必要性を十分理解しておらず、事故防止のために策定すべきマニュアルや不審者マニュアルなど一部に未作成のものがあつた。基本のマニュアルを作成し、全職員で共通認識のもとに保育を実践し、子どもの安全確保に取り組むよう指導した。

5 決算書類に軽微な瑕疵があつた：4件（4件）

- ➡ 職員のケアレスミス等により、小口現金出納帳等と領収書等証憑書類の金額に相違している箇所があつた。各種帳簿の作成にあたっては、証憑書類等との突合を漏れなく行い、相違が出ないように指導した。

令和 6 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 6 年 7 月 2 3 日

件 名	学童保育室における実地調査の結果について																															
所 管 部 課	子ども家庭部 学童保育課																															
内 容	学童保育室における保育の質の維持・向上を目的とし、令和5年度から区職員により実施している実地調査の結果を報告する。																															
	1 実施調査対象施設																															
	<table><tr><th>施設種別</th><th>施設数</th><th>室数</th></tr><tr><td>直営学童保育室</td><td>2 施設</td><td>3 室</td></tr><tr><td>住区学童保育室</td><td>3 4 施設</td><td>3 7 室</td></tr><tr><td>民設学童保育室</td><td>1 0 施設</td><td>1 0 室</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4 6 施設</td><td>5 0 室</td></tr></table>	施設種別	施設数	室数	直営学童保育室	2 施設	3 室	住区学童保育室	3 4 施設	3 7 室	民設学童保育室	1 0 施設	1 0 室	合 計	4 6 施設	5 0 室																
	施設種別	施設数	室数																													
	直営学童保育室	2 施設	3 室																													
	住区学童保育室	3 4 施設	3 7 室																													
	民設学童保育室	1 0 施設	1 0 室																													
	合 計	4 6 施設	5 0 室																													
	※ 指定管理学童保育室については「学童保育室指定管理者等評価委員会」にて別途、業務評価を実施する。																															
	2 主な指摘内容と今後の対応																															
(1) 指摘内容と対応状況																																
<table><tr><th></th><th>指摘内容</th><th>対応状況</th></tr><tr><td>1</td><td>医薬品や便・嘔吐物処理物品の不備</td><td rowspan="3">実地調査時に指導し、評価報告訪問の際に改善を確認</td></tr><tr><td>2</td><td>家具の転倒防止がされていない</td></tr><tr><td>3</td><td>個人情報の取り扱いの理解不足</td></tr><tr><td>4</td><td>水害や不審者対応等、様々な災害を想定した訓練の未実施</td><td rowspan="5">実施調査終了から1か月半後を目安に各学童保育室が改善計画を策定し区へ提出している (全施設から提出済)</td></tr><tr><td>5</td><td>施設用携帯電話の使用方法について職員間の周知不足</td></tr><tr><td>6</td><td>子どもの意見を反映させた行事計画の未実施</td></tr><tr><td>7</td><td>職員が大きな声で児童に指示出しをしている</td></tr><tr><td>8</td><td>屋外活動の未実施</td></tr><tr><td>9</td><td>児童対応記録の未記入</td><td rowspan="5">指摘事項が多い施設を優先的に区の職員が巡回訪問し改善状況を確認している</td></tr><tr><td>10</td><td>業務・育成日誌や会議録など、記録の不備</td></tr><tr><td>11</td><td>保護者会年2回の未実施</td></tr><tr><td>12</td><td>供覧文書等の確認印の不備</td></tr><tr><td>13</td><td>地域との連携が不十分である</td></tr></table>		指摘内容	対応状況	1	医薬品や便・嘔吐物処理物品の不備	実地調査時に指導し、評価報告訪問の際に改善を確認	2	家具の転倒防止がされていない	3	個人情報の取り扱いの理解不足	4	水害や不審者対応等、様々な災害を想定した訓練の未実施	実施調査終了から1か月半後を目安に各学童保育室が改善計画を策定し区へ提出している (全施設から提出済)	5	施設用携帯電話の使用方法について職員間の周知不足	6	子どもの意見を反映させた行事計画の未実施	7	職員が大きな声で児童に指示出しをしている	8	屋外活動の未実施	9	児童対応記録の未記入	指摘事項が多い施設を優先的に区の職員が巡回訪問し改善状況を確認している	10	業務・育成日誌や会議録など、記録の不備	11	保護者会年2回の未実施	12	供覧文書等の確認印の不備	13	地域との連携が不十分である
	指摘内容	対応状況																														
1	医薬品や便・嘔吐物処理物品の不備	実地調査時に指導し、評価報告訪問の際に改善を確認																														
2	家具の転倒防止がされていない																															
3	個人情報の取り扱いの理解不足																															
4	水害や不審者対応等、様々な災害を想定した訓練の未実施	実施調査終了から1か月半後を目安に各学童保育室が改善計画を策定し区へ提出している (全施設から提出済)																														
5	施設用携帯電話の使用方法について職員間の周知不足																															
6	子どもの意見を反映させた行事計画の未実施																															
7	職員が大きな声で児童に指示出しをしている																															
8	屋外活動の未実施																															
9	児童対応記録の未記入	指摘事項が多い施設を優先的に区の職員が巡回訪問し改善状況を確認している																														
10	業務・育成日誌や会議録など、記録の不備																															
11	保護者会年2回の未実施																															
12	供覧文書等の確認印の不備																															
13	地域との連携が不十分である																															

(2) 実地調査を実施した学童保育室への今後の対応

ア 区職員が巡回訪問し、事業改善計画に則って進捗状況を確認、改善に向けて支援する。

イ 指摘が多かった学童保育室については、優先的に訪問する。

ウ 4月30日に実施した研修で、指摘事項が多かった項目について学童保育室に周知し意識改善を図った。

3 令和6年度の実地調査について

下表のとおり、全学童保育室の約半数の施設で実地調査を行う。

以降は、2年に1回の実地調査を実施する。

なお、指定管理学童保育室については、学童保育室指定管理者等評価委員会にて調査を実施する。

施設種別	施設数	室数
直営学童保育室	2施設	3室
住区学童保育室	35施設	37室
民設学童保育室	10施設	10室
指定管理学童保育室	16施設	24室
合 計	63施設	74室